

第十条の次に次の二条を加える。

(品種登録管理人の品種登録出願手続等)

第十条の二 日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない者(次項において「在外者」という。)は、農林水産省令で定める場合を除き、その者の品種登録に関する代理人であつて、日本国内に住所又は居所を有するもの(同項において「品種登録管理人」という。)によらなければ、品種登録出願その他の品種登録に関する手続(同項において単に「手続」という。)をすることができない。

2 品種登録管理人は、一切の手続について本人を代理する。ただし、在外者が品種登録管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

第十一項第二号中「前条第三号」を「第十条第三号」に改める。

第十五条第二項中「その職員に、「を行わせ」及び「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所」(以下「研究機構」という。)に、「を削り、「行わせる」を「行う」に改め、同条第三項中「前項の規定による現地調査を」を削り、「者に」の下に「対し、前項の規定による現地調査又は栽培試験の実施に關して必要な協力を」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条の次に次の三条を加える。

(研究機構による現地調査又は栽培試験の実施)
第十五条の二 農林水産大臣は、國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所(以下「研究機構」という。)に前条第二項の規定による現地調査又は栽培試験を行わせることができる。
2 農林水産大臣は、前項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせるときは、当該現地調査又は栽培試験を行わないものとする。

3 研究機構は、農林水産大臣の同意を得て、関係行政機関、学校その他適當と認める者に対し、第一項の規定による現地調査又は栽培試験の実施に關して必要な協力を依頼することができる。

4 研究機構は、第一項の規定による現地調査又は栽培試験を行つたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該現地調査又は栽培試験の結果を農林水産大臣に通知しなければならない。

5 農林水産大臣は、第一項の現地調査又は栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構に対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。

(現地調査又は栽培試験に係る手数料)

第十五条の三 出願者は、第十五条第二項又は前条第一項の現地調査又は栽培試験に係る実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を国(研究機構が同項の規定による現地調査又は栽培試験を行つた場合は、研究機構)に納付しなければならない。

2 農林水産大臣又は研究機構は、農林水産省令で定めるところにより、前項の手数料の額を出願者に通知するものとする。

3 第一項の規定により研究機構に納付された手数料は、研究機構の収入とする。

(現地調査又は栽培試験に係る手数料の納付命令)

第十五条の四 農林水産大臣は、出願者が前条第一項の規定により国に納付すべき手数料を納付しないときは、当該出願者に対し、相当の期間を指定して、当該手数料を納付すべきことを命ずることができる。

2 研究機構は、出願者が前条第一項の規定により研究機構に納付すべき手数料を納付しないときは、農林水産大臣にその旨を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による申立てがあったときは、出願者に対し、相当の期間を指定して、研究機構に手数料を納付すべきことを命ずることができる。

2 研究機構は、出願者が前条第一項の規定により研究機構に納付すべき手数料を納付しないときは、農林水産大臣にその旨を申し立てることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による申立てがあったときは、出願者に対し、相当の期間を指定して、研究機構に手数料を納付すべきことを命ずることができる。

2 第十七条第一項第二号中「同条第二項」の下に「若しくは第十五条の二第一項」を、「又は」の下に「第十五条の四第一項若しくは第三項若しくは」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、第十五条の二第一項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせた場合には、品種登録出願が前項第一号(第三条第一項の規定に係る部分に限る。)に該当するかどうかの判断をするに當たつては、研究機構が第十五条の二第四項の規定により通知する現地調査又は栽培試験の結果を考慮するものとする。

第十七条の次に次の二条を加える。

(審査特性の訂正)

第十七条の二 農林水産大臣は、品種登録をするときは、あらかじめ、当該出願品種について審査により特定した特性(以下「審査特性」という。)を出願者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた出願者は、当該出願品種の審査特性が事実と異なると思料するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該審査特性の訂正を求めることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、明らかに当該求めに係る事実がないときは、当該審査特性が事実かどうかについて調査を行うものとする。

4 農林水産大臣は、前項の規定による調査の結果、当該審査特性が事実と異なることが判明したときは、当該審査特性の訂正をしなければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による訂正をしたとき、又は当該訂正をしない旨の決定をしたときは、第二項の規定による求めをした出願者に対し、遅滞なく、その旨(当該訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を含む。)を通知しなければならない。

6 第十五条から第十五条の四までの規定は、第三項の規定による調査について準用する。

7 前条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、第二項の規定による訂正の求めについて準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第一項」と「同条第二項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第一項」と「第十五条の四第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

第十八条第一項中「前条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第二項第四号を次のよう改める。

四 品種の審査特性(前条第四項の規定による訂正をしたときは、当該訂正後のもの)

第十八条第三項中「ともに」の下に「前項第一号から第六号までに掲げる事項及び」を加える。

第二十二条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項各号」を「前項各号」に、「により登録品種等」を「により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の三条を加える。

(育成者権の効力が及ばない範囲の特例)

第二十二条の二 品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。

1 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項

イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがないおそれがない国として指定する国(前条第二項ただし書に規定する国を除く。以下「指定国」という。)